

AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2024年12月19日

重要経済安保情報保護活用法の運用基準案の公表

弁護士 [中崎 尚](#) / 弁護士 [藤田 将貴](#) / 弁護士 [松本 拓](#) / 弁護士 [鈴木 潤](#) / 弁護士 [石川 雅人](#)

Contents

- I. はじめに
- II. 保護すべき情報として指定され、事業者が提供を受け得る「重要経済安保情報」について
 - 1. 重要経済安保情報の要件
 - 2. 重要経済基盤保護情報とは
 - 3. 重要経済基盤保護情報の細目
- III. 事業者が重要経済安保情報の提供を受けるための体制整備
- IV. 重要経済安保情報を取り扱う従業者の範囲
- V. おわりに

I. はじめに

2024年5月に成立した経済安全保障分野における新たなセキュリティ・クリアランス制度を創設する重要経済安保情報保護活用法¹18条1項において、政府は、重要経済安保情報の指定およびその解除、適性評価の実施ならびに適合事業者の認定に関し、運用基準を策定することとされている。政府は、同年6月から5回にわたり開催した重要経済安保情報保護活用諮問会議(以下「諮問会議」という。)における議論を経て、同年11月28日に運用基準案のパブリックコメントを開始した²。重要経済安保情報保護活用法(以下「法」という。)は、運用基準や同法施行令の閣議決定等を経て2025年5月までに施行される予定である。

本稿では、運用基準案等を踏まえて今後事業者が対応すべきポイント等について説明する。

なお、法の概要については拙稿、中崎尚ほか「経済安保情報保護法及び改正経済安全保障推進法の成立」(ニュースレター、2024年5月31日)³を、諮問会議の概要については拙稿、中崎尚ほか「重要経済安保情報保護活用諮問会議の開催」(商事法務ポータル、2024年8月8日)⁴を、情報指定等については拙稿、鈴木潤「重要経済安保情報保護活用諮

¹ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律27号)

https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000027/20250516_00000000000000

² <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095240690&Mode=0>

³ https://www.amt-law.com/insights/newsletters/publication_0028440_ja_001/

⁴ <https://portal.shojihomu.jp/archives/69805>

問会議(第4回)——情報指定および管理等について——(商事法務ポータル、2024年10月8日)⁵を参照されたい。

II. 保護すべき情報として指定され、事業者が提供を受け得る「重要経済安保情報」について

1. 重要経済安保情報の要件

行政機関が保護すべき情報として指定する「重要経済安保情報」とは、以下の3要件をすべて満たす情報⁶をいう(3条1項)。

- ① 重要経済基盤保護情報に該当すること(重要経済基盤保護情報該当性)
- ② 公になっていないもの(非公知性)
- ③ わが国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要性があるもの(秘匿の必要性)

2. 重要経済基盤保護情報とは

重要経済基盤保護情報とは、重要経済基盤(基盤公共役務の提供体制⁷および重要物資の供給網⁸)に関する以下の情報をいう(法2条3項、4項)。

- ① 重要経済基盤の保護措置等
- ② 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的技術その他の重要経済基盤に関する重要情報であって安全保障に関するもの
- ③ ①の保護措置に関して収集した外国政府等からの情報
- ④ ②および③の情報の収集整理または能力

基盤公共役務には、(i)サイバーセキュリティ基本法⁹に基づく重要社会基盤事業15業種¹⁰、(ii)経済安全保障推進法¹¹上の特定社会基盤事業15業種¹²において提供される役務、(iii)国の行政機関自身が提供する役務の一部等が含まれる¹³。

(参考)(i) サイバーセキュリティ基本法に基づく重要社会基盤事業15業種

情報通信	金融	航空	空港	鉄道
電力	ガス	政府・行政サービス	医療	水道
物流	化学	クレジット	石油	港湾

⁵ <https://portal.shojihomu.jp/archives/70798>

⁶ 特別防衛秘密および特定秘密に該当するものを除く。

⁷ わが国の国民生活または経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合にわが国および国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制をいう(法2条3項)。

⁸ 国民の生存に必要不可欠なまたは広くわが国の国民生活もしくは経済活動が依拠し、もしくは依拠することが見込まれる重要な物資(プログラムを含む。)の供給網をいう(同項)。

⁹ サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)

¹⁰ 内閣サイバーセキュリティセンター「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」別紙1(2024年3月8日)

https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip_policy_2024.pdf

¹¹ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)

¹² 経済安全保障推進法50条1項各号

¹³ 運用基準案4-5頁

(参考)(ii) 経済安全保障推進法上の特定社会基盤事業 15 業種

電力	ガス	石油	水道	鉄道
貨物自動車運送	外航貨物	港湾運送	航空	空港
電気通信	放送	郵便	金融	クレジット

(参考)(iv) 経済安全保障推進法上の特定重要物資

抗菌性物質製剤	肥料	永久磁石	工作機械・産業用ロボット
航空機の部品	半導体	蓄電池	クラウドプログラム
天然ガス	重要鉱物	船舶の部品	先端電子部品(コンデンサ ーおよびろ波器)

また、重要物資には、(iv) 経済安全保障推進法上の特定重要物資¹⁴およびその原材料等(特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置またはプログラムをいう。)が含まれるが、これらに限らず、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資が含まれる¹⁵。

3. 重要経済基盤保護情報の細目

運用基準案では、上記(2)の①から④までに示した重要経済基盤保護情報の種類の細目が記載されており、重要経済基盤保護情報該当性の判断はこの細目に該当するか否かによって行われる¹⁶。

事業者においては、細目ならびに上記の基盤公共役務および重要物資の例を踏まえ、基盤公共役務や重要物資の供給網に直接または間接に関わる事業を行っているかなどを確認し、将来的なセキュリティ・クリアランスの取得の要否を検討することが考えられる¹⁷。

III. 事業者が重要経済安保情報の提供を受けるための体制整備

事業者が重要経済安保情報の提供を受ける際の流れは、基本的には事業者側からではなく、行政機関側から事業者に対してアプローチする形が想定されている(行政機関における重要経済安保情報の提供の判断の端緒が事業者からの相談であったとしても差し支えないと考えられる¹⁸)。まず、行政機関において、特定の事業者に重要経済安保情報を利用させる必要があると判断した場合(下記図①。以下同じ。)、当該事業者に対し、重要経済安保情報の概要やその性質などに関する情報を提供することが想定されている(②)^{19,20}。

14 経済安全保障推進法 7 条、経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和 4 年政令 394 号)1 条各号

15 運用基準案 5 頁

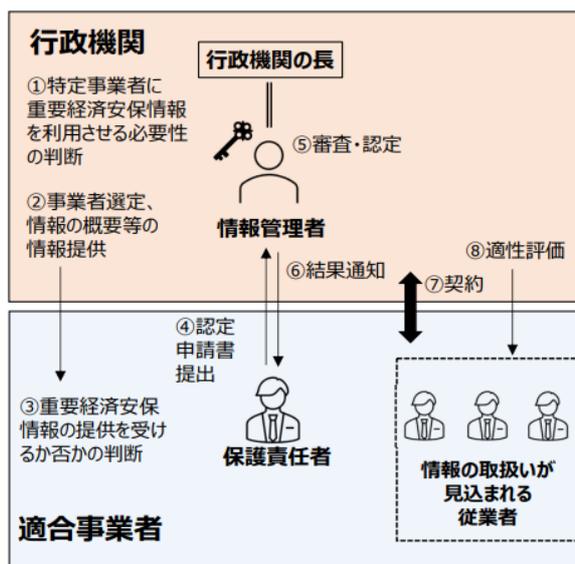
16 運用基準案 5-7 頁

17 かかる事業を行っている場合、直ちに重要経済安保情報の提供を受けるべき必要性が生じるとは想定できないとしても、将来かかる必要性が生じたときに備えて、適合事業者の認定を受けるために必要な体制整備は先行して進めておくことも一つの対応と考えられる。

18 運用基準案 35 頁では「事業者からの相談なども踏まえながら」重要経済安保情報の提供の必要性を判断することとされている。

19 かかる概要情報等の提供を受けるに当たっては、行政機関から守秘義務契約の締結を求められる可能性がある(運用基準案 35 頁)。

20 運用基準案 35 頁



出典:「重要経済安保情報保護活用法の運用基準(案)概要」(内閣府政策統括官(経済安全保障担当)、2024年11月26日)²¹ 9頁

当該事業者は概要情報等を基に重要経済安保情報の提供を受けるかどうかを判断し(③)、提供を受けると判断した場合には当該行政機関に対して、適合事業者の認定申請書を提出する(④)。認定申請書には、下表の事項を記載する必要がある²²。

認定申請書の記載事項の概要	
1. 申請者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的事項(名称および代表者の氏名、住所、設立準拠法国家等、主な事業内容) ・ 総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者(名称、設立準拠法国家等、議決権保有割合)²³ ・ 申請者の役員(氏名、生年月日、国籍等、帰化歴の有無) ・ 申請者における外国との取引に係る売上高の割合²⁴
2. 保護責任者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護責任者(氏名、生年月日、国籍等、役職、職責) ・ 実施体制(情報保全に係る主な部署、その人数の見込み等)
3. 情報保全に係る規程・教育に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報保全に係る規程(規程名)※規程の添付が必要。整備中の場合には規程案の添付と規程案の決裁状況の記載が必要 ・ 教育実施計画 ・ 教育体制

²¹ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000283244>

²² 運用基準案 120-126 頁

²³ 議決権保有割合が、5%超 10%未満であった者が新たに 10%以上を保有することになった場合または 10%超 15%未満であった者が新たに 15%以上を保有することになった場合には、改めて申請が必要になる。

²⁴ 直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における申請者の売上高の総額のうち、同一の国または地域に属する外国政府(国際機関を含む。)、外国事業者等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の50以上である場合に限る。

4. 重要経済安保情報を取り扱う場所に関する事項

- ・ 情報を取り扱う場所
- ・ 各区画において情報保全業務を管理する者

情報保全に係る内部規程については、保護責任者および業務管理者の指名、教育、施設設備、取り扱う従業者の範囲等 14 項目に関して定めることが求められており²⁵、適合事業者の認定の審査においては、同規程の整備状況と同規程に基づく措置により申請者が重要経済安保情報を適切に保護することができるかと認められるかどうか審査される(⑤)。審査の結果、適合事業者の認定を受けた場合には事業者へ通知がされ(⑥)、適合事業者は行政機関と重要経済安保情報の提供を受けるための契約を締結することとなる(⑦)²⁶。

適合事業者の認定を受けるために必要な体制整備に関しては、運用基準案においても詳細が明らかになっていない事項もある(一部の事項については、運用基準案と共に公表された「運用基準の補足として今後定めていくもの」²⁷(以下「補足資料」という。)で考え方が示されている。)。それらの詳細については、今後策定される Q&A やガイドラインなどで徐々に明らかにされる可能性もあり、セキュリティ・クリアランスの取得のための体制整備を検討している事業者においては、運用基準案や補足資料を踏まえた検討を進めつつ、引き続き同 Q&A やガイドラインを注視する必要があると考えられる。

IV. 事業者が重要経済安保情報の提供を受けるための体制整備

適性評価の流れは下図のとおりであるが、事業者においては、そもそもの範囲の従業者を適性評価の対象となり得る「重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者」(法 12 条 1 項)として、情報取扱予定者の名簿(下図④)に記載するかが問題となる。「新たに行うことが見込まれることとなった者」とは、直ちに取扱いの業務を行うべき個別具体的な必要性が生じている状態のほか、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う蓋然性が認められる状況も含まれるが、「見込まれる」者の範囲は必要な者に限ることとされている²⁸。また、補足資料においては、重要経済安保情報を取り扱うという条件で採用されることになる求職者が含まれるという考え方が示されている。

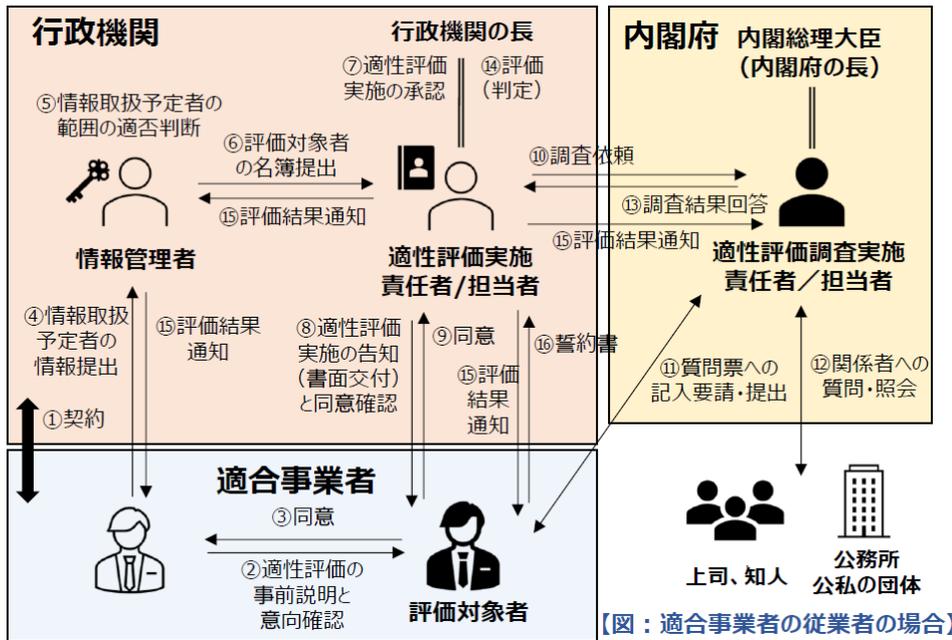
事業者においては、これらや今後策定される Q&A やガイドラインのほか、概要情報等ではなく重要経済安保情報そのものを取り扱う必要性や事業者の実情等を踏まえて、「蓋然性が認められるか」どうかを一義的には事業者自身によって判断する必要があると考えられる。

²⁵ 運用基準案 35-36 頁

²⁶ 重要経済安保情報の提供を受けるための契約に含めなければならない事項については、運用基準案 37 頁参照。

²⁷ 内閣府 第 5 回重要経済安保情報保護活用諮問会議「資料 5 運用基準の補足として今後定めていくもの」(2024 年 11 月 26 日)
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/shimon/kaigi_5/shiryuu_5.pdf

²⁸ 運用基準案 19-20 頁



【図：適合事業者の従業者の場合】

出典：「重要経済安保情報保護活用法の運用基準(案)概要」(内閣府政策統括官(経済安全保障担当)、2024年11月26日)²⁹ 7頁

V. おわりに

セキュリティ・クリアランスの導入の準備を進めるに当たって、これまで多くの企業にとって障害となってきたのは、適合事業者の認定申請に当たっていかなる体制整備を行えばよいか不明だったことである。今般、運用基準案が公表されたことによって、適合事業者の認定申請に当たっては、保護責任者の決定、情報保全に係る規程の策定、情報保全に係る教育計画の策定、施設設備の整備を行うべきことが明らかとなり、とりわけ企業にとって整備に高いコストがかかる施設設備に関して、補足資料の中で整備すべき施設の例が示された。このように、運用基準案と補足資料は、適合事業者の認定申請に関して、企業の予見可能性を大きく高めたといえよう。

その一方で、これらの公表をもってしても、未だ不明瞭な事項は多く残っている。例えば、情報保全に係る教育計画については運用基準案からはその詳細は不明であり、補足資料においても触れられていないことから、今後策定されるQ&A やガイドラインにおいても取り上げられるかどうかは不確かである。企業としては、防衛産業保全マニュアルに示された特定秘密保護法下での運用例や他社例等も参照しながら、自社の実情に即した形での整備を進める必要があると考えられる。

以上

²⁹ 前掲注 21 に同じ。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中崎 尚 (takashi.nakazaki@amt-law.com)
弁護士 藤田 将貴 (masaki.fujita@amt-law.com)
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 鈴木 潤 (jun.suzuki@amt-law.com)
弁護士 石川 雅人 (masato.ishikawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。